

広島県告示第二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和三年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域〔令和三年一月五日農林水産省告示第三十二号で指定された
重要流域をいう。〕に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和五十四年二月十九日付農林水産省告示第二百八十九号

二 変更に係る指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
変更しない。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）